

参 考 資 料

- 1 公共サービス改革基本方針（平成 18 年 12 月 22 日閣議決定）（抄）
・・・ 1
- 2 登記関連業務に係る措置に関する計画（平成 19 年 6 月 26 日）
・・・ 2
- 3 国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議
決定）（抄）
・・・ 6

○ 公共サービス改革基本方針 (平成18年12月22日閣議決定) (抄)

2. 登記関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
証明書交付等事務 (乙号事務)	○ 登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務 (乙号事務) について、原則としてすべての事務を、平成22年度までに官民競争入札又は民間競争入札の対象とする。このため、19年度中に、登記情報システム及び地図情報システムが導入されている登記所の一部を対象に、官民競争入札又は民間競争入札を実施し、20年度から落札者による事業を実施する。 [措置に関する計画の策定] 上記措置を前提に、平成19年度に実施する入札等の対象範囲・実施予定時期、契約期間、入札等の対象登記所の数・所在地、20年度の拡大措置等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、19年8月末までに策定する。 [法令の特例措置の整備] 上記措置を講じるため、平成19年通常国会において法を一部改正し、不動産登記法 (平成16年法律第123号) 等の特例規定を整備する。 [平成20年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置] 官民競争入札又は民間競争入札の実施について、地図情報システムの全国展開に合わせて、順次、全国の乙号事務に専従している職員を有する登記所に拡大していく方向で検討する。	内閣府及び法務省

登記関連業務に係る措置に関する計画

**平成19年6月26日
法務省民事局**

登記関連業務に係る措置に関する計画

公共サービス改革基本方針（平成18年12月）に基づき，登記関連業務に係る措置に関する計画を次のとおり策定する。

1. 平成19年度に実施する入札

【入札手続】

民間競争入札を実施

【業務の概要及び入札等の対象範囲】

公共サービス改革法第33条の2第1項各号に掲げる業務

（登記所で実施している登記事項証明書，地図の写し，印鑑証明書等の交付に係る業務及び登記簿，登記簿の附属書類，地図等の閲覧に係る業務のうち利害関係の有無の審査に係るものを除いた業務）

【入札等の実施予定時期】

平成20年4月から落札者による事業を実施

〈参考〉落札者決定：平成19年12月中旬

事前準備期間：平成20年1月から同年3月までの3か月

【入札単位】

対象登記所を管轄する法務局又は地方法務局単位（原則として都道府県単位）

【契約期間】

平成20年4月から平成23年3月までの3年間

【入札等の対象登記所・所在地】

別紙のとおり

2. 平成20年度以降の拡大措置等

地図情報システムの全国展開（平成22年度までに完了予定）に合わせて，乙号事務専従職員を有する登記所を対象として，民間競争入札を順次実施

具体的には，平成20年度から平成22年度までの間に実施する入札に係る事業の実施期間を，それぞれ5年，4年，3年として，各年度，法務局・地方法務局ごとに対象登記所（地図情報システムが導入された登記所の中から選定）を一括りにして入札を実施（平成22年度については，同年度の対象登記所と同年度に契約期間が終了する平成19年度入札実施分の対象登記所を一括りにして入札を実施）

全国展開終了後（平成25年度以降）は，原則として，各法務局・地方法務局を一単位として，その管轄する登記所のすべてを一括りにして実施

入札等の対象登記所・所在地

- 1 東京法務局
東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5
- 2 横浜地方法務局
神奈川県横浜市中区北仲通 5 - 5 7
- 3 水戸地方法務局
茨城県水戸市北見町 1 - 1
- 4 宇都宮地方法務局
栃木県宇都宮市小幡 2 - 1 - 1 1
- 5 静岡地方法務局
静岡県静岡市葵区追手町 9 - 5 0
- 6 甲府地方法務局
山梨県甲府市北口 1 - 2 - 1 9
- 7 新潟地方法務局
新潟市中央区西大畑町 5 1 9 1
- 8 大阪法務局
大阪府大阪市中央区谷町 2 - 1 - 1 7
- 9 京都地方法務局
京都府京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町 1 9 7
- 1 0 神戸地方法務局
兵庫県神戸市中央区波止場町 1 - 1
- 1 1 名古屋法務局
愛知県名古屋市中区三の丸 2 - 2 - 1
- 1 2 岐阜地方法務局
岐阜県岐阜市金竜町 5 - 1 3
- 1 3 広島法務局
広島県広島市中区上八丁堀 6 - 3 0
- 1 4 岡山地方法務局
岡山県岡山市南方 1 - 3 - 5 8

- 1 5 福岡法務局
福岡県福岡市中央区舞鶴 3 - 9 - 1 5
- 1 6 宮崎地方法務局
宮崎県宮崎市旭 2 - 1 - 1 8
- 1 7 仙台海務局
宮城県仙台市青葉区春日町 7 - 2 5
- 1 8 福島地方法務局
福島県福島市霞町 1 - 4 6
- 1 9 札幌法務局
北海道札幌市北区北 8 条西 2 - 1 - 1
- 2 0 函館地方法務局
北海道函館市新川町 2 5 - 1 8
- 2 1 高松法務局
香川県高松市丸の内 1 - 1
- 2 2 高知地方法務局
高知県高知市小津町 4 - 3 0

国の行政機関の定員の純減について＜登記・供託関連部分(抄)＞

平成 18 年 6 月 30 日閣議決定

別紙

重点事項名	業務見直し等の内容
登記・供託関係	① 登記・供託関係 10,253 人について、次のとおり、定員管理による純減のほかに業務見直しにより 759 人を純減する。 なお、次の取組による削減数は 1,588 人 － <u>登記事項証明書の交付等の証明事務について、市場化テストを実施し民間委託を行うことにより 1,181 人を削減（このうちオンライン利用による合理化に相当する 422 人を差し引いた 759 人を純減）</u> － 法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合により 57 人を削減 － 利用しやすいシステムへの改善等により登記申請事件等処理事務のオンライン利用率 50%を実現し、350 人を削減 ② 以上のほか、次の見直しを行う。 － <u>上記①の市場化テストの実施に当たっては、発注内容等を最大限に工夫しできるだけ多くの企業の入札参加を可能にすること及び入札企業の業務上の工夫がいかされるようにすることにより、民間活力を最大限に活用する。</u> － 登記申請事件等処理事務について、業務処理過程・体制を抜本的に見直す。 － 地図情報システムの導入による効率化に伴う定員削減及び法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合による定員削減の更なる積増しの検討について、できる限り早期に結論を得て、定員を合理化する。